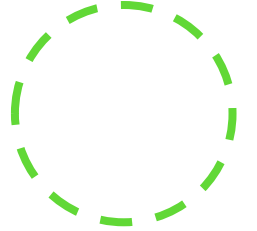


文化芸術基本法 文化観光 中間支援組織

2021年11月25日(木)

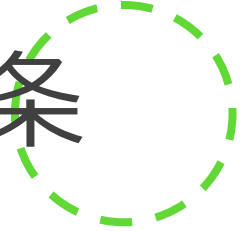
関 鎮京



文化振興条例とはどんなものか？

条例の構造

- ◆目的：ひととまちがキラリとかがやく市民文化交流都市
- ◆文化振興における原則（基本理念）：市民の自主性と創造性の尊重、ひとづくり・まちづくり・未来づくり
- ◆行政の責務・役割：施策の総合的かつ計画的な推進
- ◆市民、団体等の責務権利・役割（任意）広域自治体は概ね無し 基本法では「国は…国民の関心及び理解を深めるよう努めなければならない」
- ◆基本施策：子どもの頃から文化活動に親しめる環境…
- ◆基本(推進)計画の策定（任意） ◆審議会等の設置（任意）

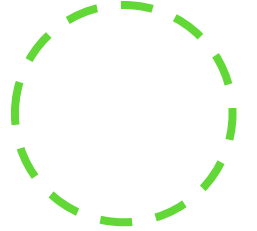


自治体文化政策の全体像の中での文化振興条例の位置づけ

- 公共政策とは「公共の福祉を増進させるために立案される施策」、最上位には総合計画、自治基本条例(391自治体22%)

⇒文化の分野において公共の福祉を増進することが文化政策の課題

- 条例（自治体文化政策の理念＝普遍的な立場からの人格形成 と地域の固有性の確立、さらに地域課題の解決をめざす →基本法改正後は文化政策が拡張



全国の文化振興条例の制定状況

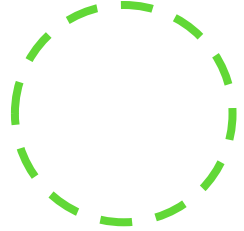
2009年（2009年4月、1782市町村、47都道府県、回答数889、回収率48.6%、科研「行政構造改革が戦後日本の芸術文化政策の成果に与えた 影響に関する研究」より）

◆回答中14.1%の自治体が制定済み（全体で70程度？）

◆都道府県47.5%、政令指定都市23.1%、市18.9%、町村5.1% ⇒広域自治体や大都市圏ほど条例を制定している

● 2001（H13）文化芸術基本法以前は12自治体？：都道府県4（北海道、東京、富山、熊本）政令市0、中核市1（秋田市）、市町村7？（苫小牧市、様似町、矢吹町、江戸川区、下市町？、太宰府市）

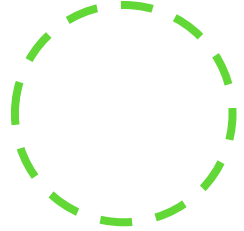
● 2020(R2):162自治体 2001~2009で6倍、2001~2020 で13.5倍



2017「文化芸術振興基本法」改正の背景

①制定以来16年が経過し、少子高齢化やグローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化政策の展開が一層求められていること。

②文化芸術の祭典でもある2020年の東京オリンピック・パラリンピックは、文化芸術の新たな価値を世界へ発信・創造する好機



「文化芸術振興基本法」改正の趣旨

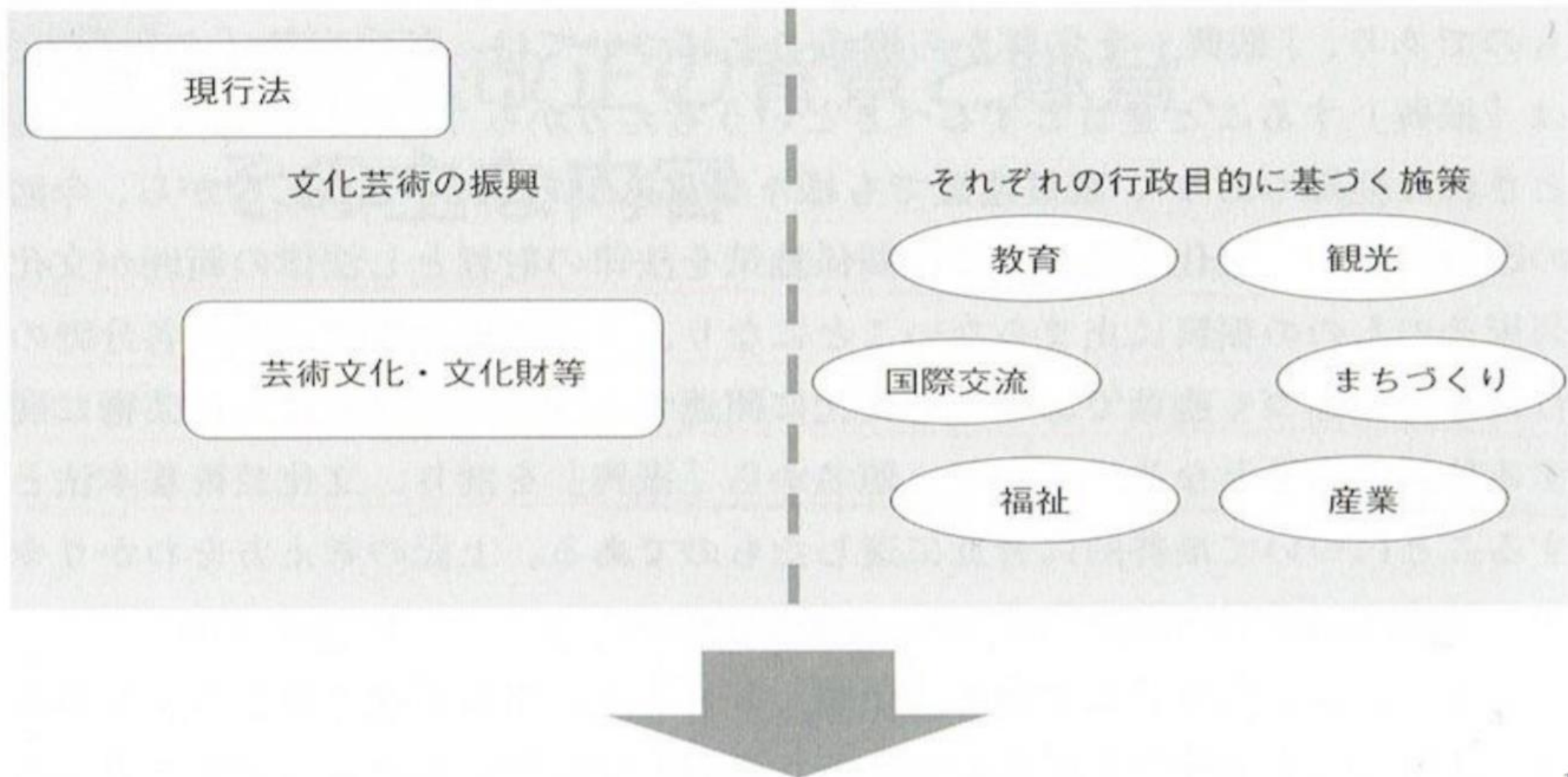
①文化財の保護や芸術文化の振興など、これまでの文化政策をさらに充実しつつ、**観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野における施策を基本法の範囲に取り込む。**

②文化芸術により生み出される様々な価値、例えば**公共的・社会的・経済的価値**などを文化芸術の継承、発展及び創造に活用・循環させること。



③文化芸術の振興以外の各分野の行政目的に基づく施策であっても、文化に関連する各分野の施策は文化芸術に関する施策となることから、「振興」を削り「文化芸術基本法」とする。

図1 文化芸術基本法の名称変更の考え方



改正後

法律の射程を広げ、文化芸術そのものの振興に加え、観光やまちづくり等の文化関係施策を含め、文化芸術に関する施策の総合的・計画的な推進という方向性。

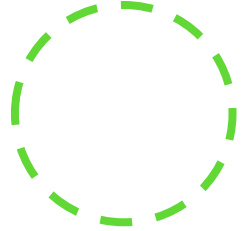
芸術文化・文化財等
文化芸術そのものの振興



文化に関連する各分野
観光
まちづくり
国際交流
福祉
教育
産業
その他

文化芸術に関する施策の推進

文化芸術そのものの振興という枠に収まりきらないものとなるため、法律の題名から「振興」を取り、「文化芸術基本法」に。

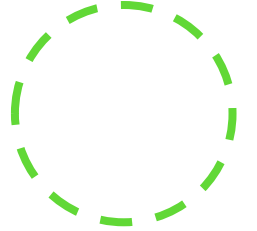


改正 文化芸術基本法の評価ポイント

- 第二条(基本理念)

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

(下線は改正で加筆された箇所。旧基本法では「国民がその居住 する地域にかかわらず」。ただし「国民」が主語であり、また文化政策の対象であることの限界も)



改正基本法で新設された条文から

基本理念

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

最新の文化芸術振興条例にみる改正基本法の 影響

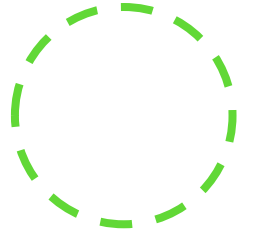
福岡県文化芸術振興条例(R2年4月施行)の事例

- 基本理念8 :文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、**観光**その他の関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 第3節 第22～27条「障がいのある人の文化芸術活動の推進」は極めて充実
- 第4節「文化芸術を活用した地域づくりの魅力の発信」
- 第29条：県は、文化芸術の活用による地域の活性化を図るため、文化芸術を活用したまちづくり並びに産業及び観光の振興に資する取組みを推進するものとする。
- 第30条：県は、県民とアジアその他の地域の人々との相互理解の促進及び友好提携を締結している地域その他の地域との関係の発展を図るため、文化芸術を通じた国際的な交流に資する取組みを推進するものとする。

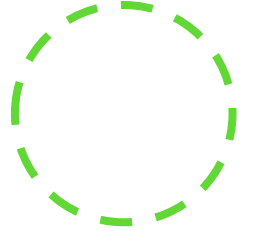


現在の文化振興条例と計画等の制定状況

2020年 文化庁「地方における文化行政の状況について」H30年度, R2.7公開



- 都道府県条例：47中35(R2含)=74% 関西では兵庫県なし
- 都道府県計画：47中38(R2含)=80% 条例3番目の北海道なし
- 政令市条例：20中7=35% 文化芸術創造都市の神戸、横浜なし
- 政令市計画：20中19(R2含)=95% 広島市なし 神戸市はR2
- 中核市条例：60中23(R2含)=38% 八尾市はR3
- 中核市計画：60中49(R2含)=82% 滋賀県内では大津市H29
- 市町村条例：1663(政令市・中核市除) 中97≒5.8%
- 市町村計画：1663中226=13.6%
- 都道府県＋基礎自治体条例：1790中162=9%
- 都道府県＋基礎自治体計画：1790中332=18.5 % 条例1:計画2



なぜ文化条例と基本計画が必要か？

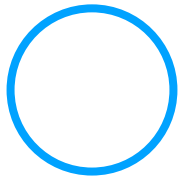
参考文献：中川幾郎「これからの自治体文化政策」(NPO政策研究所)

(1)法定受託事務：国が本来果たすべき役割に係る事務。必ず法律・政令により事務処理が義務付けられる。国政選挙、旅券の交付、国の指定統計、国道の管理、戸籍事務、生活保護など (2)自治事務：地方公共団体の処理する事務のうち、

(1)の法定受託 事務を除いたもの

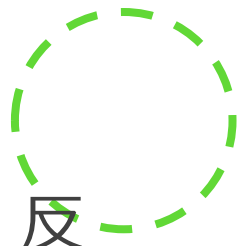
(a)法定自治事務：政令により事務処理が義務付けられるもの。介護保険サービス、国民健康保険の給付、児童福祉・老人福祉・障害者福祉サービス

(b)法定外自治事務：法律・政令に基づかずに任意で行うもの。各種助成金等(乳幼児医療費補助等)の交付、公共施設(文化ホール、図書館、生涯学習センター、スポーツセンター等)の管理



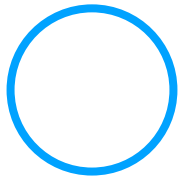


中川幾郎説のポイントと現実



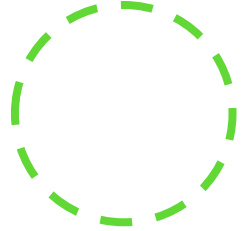
- 自治体文化政策とその対象施設・組織等は、法定外のため自由度が高い反面、時の首長の意向や議会の会派構成によって方針が変わるリスクがある。
- 条例と基本計画は、自治体文化政策の自主性・主体性が恣意性に逸脱しないための安全装置 • 具体的には、特定の人批判、特定の人主張、特定の人思いつきで 行われたり、廃止されたりすることをくい止めるために、法定外自治事務の担保としての文化条例が必要
- その条例に基づく行動方針あるいは目標、工程表として基本計画が必要
- その基本計画をつくったり、条例の改正や条例の趣旨がどれだけ実現しているかを審議し、政策評価する機関として審議会も必要
- さもないと行政内部の評価、議会だけの議論という政治プロセス、行政プロセスだけで物事が決まってしまうことになる。

住民と専門家と行政も入って参画と協働で条例と計画をつくり運用していくという可視的で民主的なプロセスが大切



文化觀光



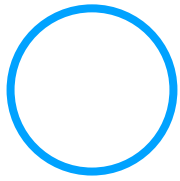


1. NAGANO ORGANIC AIR

長野県芸術監督団事業「NAGANO ORGANIC AIR」は、国内外から演劇やダンス、映像など様々なジャンルで活躍するアーティストやカンパニーを招聘し、長野県内の公立文化施設や民間レジデンス施設、空き家や貸別荘等を用いて滞在制作を行うアーティスト・イン・レジデンス事業です。「ORGANIC=有機的」という言葉をキーワードに、アーティストとホスト(受入者)が、互いに対等な立場で刺激や影響を与えあう相乗的・協働的な関係を築き、「アート」と「長野県」それぞれがもつ可能性や魅力、文化資源を新たに掘り出し、発展させていきます。

実施期間：2021年1月～2021年10月

実施場所：長野県飯山市、長野市、上田市、小諸市、軽井沢町、池田町、安曇野市、木祖村、茅野市、阿南町（予定）



果樹農園直売所シアター『破戒』リーディング公演





東京2020 NIPPONフェスティバル【共通プログラム】
信州・アート・デザイン・文化でつながる。文化を創る。そして美しい未来へー
長野県芸術監督事業「NAGANO ORGANIC AIR」地域交流プログラム

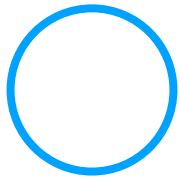
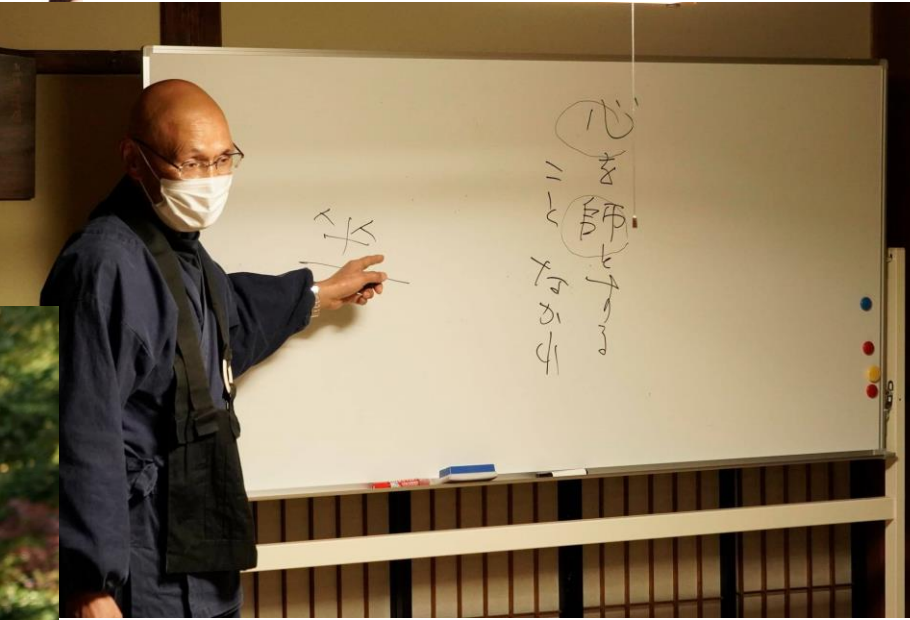
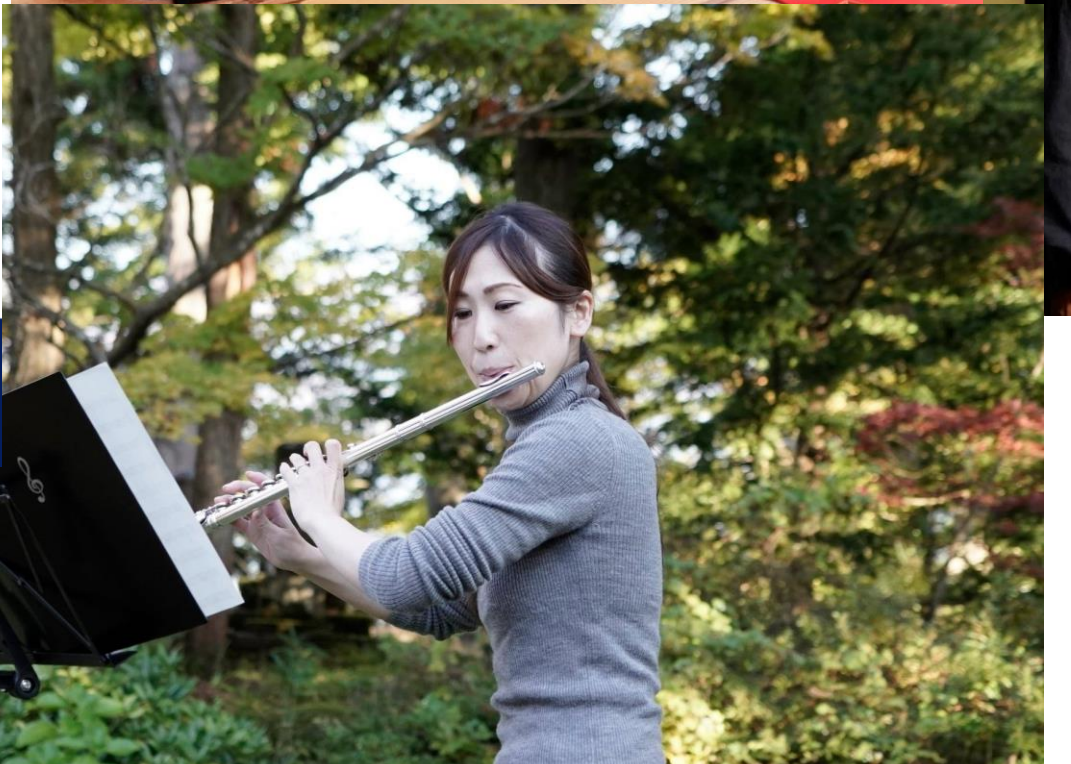
禅の発想を
もとにした3日間 +αの
表現ワークショップ

禅と表現 行ったり来たり

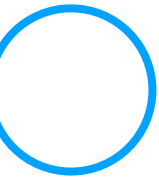
日程
ワークショップ1日目
「禅を体験する-知る」
7月 3日(土)
ワークショップ2日目
「自分の表現と向き合う」
7月 4日(日)
ワークショップ3日目
「共有する」
10月30日(土)

参加費 無料
講師 柴 幸男

みなさんは「公案」という言葉を聞いたことがありますか？公案とは禅の修行の一種です。公案の修行では、修行僧は老師から問いを与えられ、老師と問答を重ねながら、その問いへの答えを探っていきます。このワークショップでは、そんな禅の公案の発想をもとに一つの「問い」を立て、普段みなさんがしている表現活動を使って、その問いへの答えを探っていきます。講師をつとめるのは、劇作家・演出家の柴幸男さん。柴さんが飯山の禅寺・正受庵への訪問を重ねる中で作った、寺の町・飯山らしい新しいワークショップです。自分の表現をさらに深めたい人、いつもと違う方法で自分の表現に取り組んでみたい人など、表現活動をしている方ならどなたでもご参加いただけます。



「歩いて巡る屋外写真展虎杖浜・アヨロ」@白老町









「クロスホテル札幌」



Art Room

現代アートで彩る客室「アートルーム」66室誕生。



現代アートで彩る客室「アートルーム」

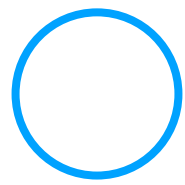
作品は、北海道のヒグマやキタキツネなどをモチーフにしたものや、アイヌ文様を北海道産ナラ材のボードに彫ったレリーフなど、北海道にまつわるテーマ設定により、各作家に当ホテルのオリジナルとして制作した新作アート。

札幌における現代アート市場の活性化を目的に、2013年から毎年の期間限定イベントとして、北海道在住作家の作品を客室に展示・公開するなど、地域文化の発信に取り組んでいる。

アートや文化を介して、国内外からの旅行者と地域との交流を図ることで、新しい賑わいを創出を狙う。



アートフェスを開催



ライフスタイルホテル THE KNOT SAPPORO

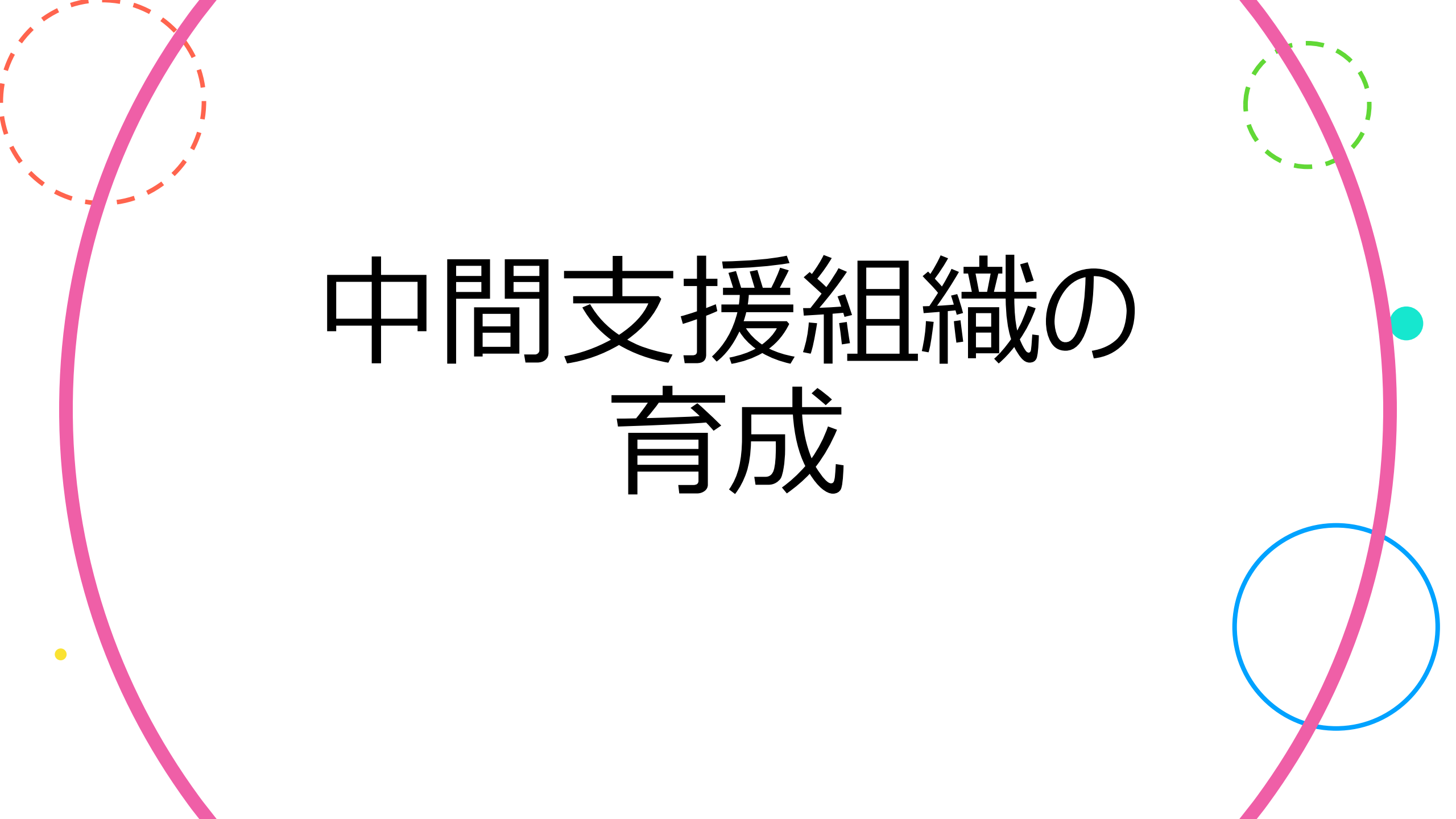
北海道建築には欠かせない札幌軟石の誕生の歴史に遡る作品。火山活動によりできる凹地を意味するカルデラ。その名前を持つこの作品は、約4万年前の噴火により表出したカルデラ湖であり、札幌軟石の噴出物の源である支笏湖の周囲上空視野を、軟石の彫刻で現わしました。まるで大地（レンガ＝土）に根を張る切株のように、または、湖の全体を象ったように、もしくは隕石落下の跡にも見えるこの作品。



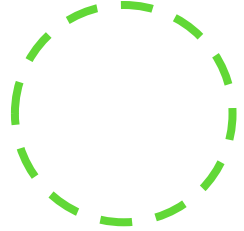


トイレサイン





中間支援組織の 育成



明石文化芸術創生 体系図

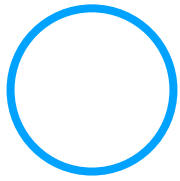
◆明石文化芸術創生条例(H.21, H31改正)

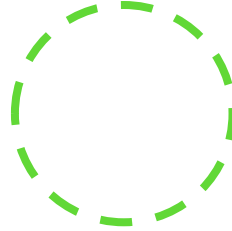
○基本理念（市民の自主性・創造性の尊重+ 5 項目）

⇒基本施策（5 項目）、市民・団体・市の役割、市民等の 共通の役割、基本計画の策定、文化芸術創生会議の設置（常設の第三者機関）

○「団体等」の定義において、NPO（特定非営利活動法人）とともに「中間支援組織」（NPO を支援するNPO等）を明記した のは全国的に先駆的

◆明石文化芸術創生基本計画(H23, H28改正) キーワード（親しむ・つながる・活かす・育む・伝える） ⇒展開方針（1 2 項目）⇒重点施策（2 3 項目）





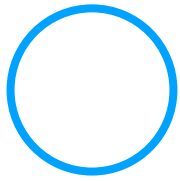
明石文化芸術創生条例

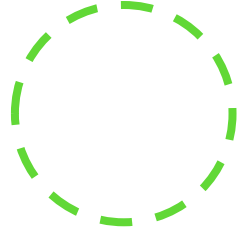
(定義)

第2条 この条例において「文化芸術」とは、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）が対象とする文化芸術その他多様な文化領域を含むものをいう。

2 この条例において「文化芸術活動」とは、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動をいう。

3 この条例において「団体等」とは、企業、教育機関、N P O（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）、文化団体、**中間支援組織（N P Oを支援するN P Oその他の組織をいう。）**等をいう。





中間支援組織とは

内閣府が2002年に公表をした「中間支援組織の現状と課題に関する調査」では「多元社会における共生と協働という目標に向かって、地域社会とNPOの変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者とNPOの仲立ちをしたり、また、広義の意味では各種サービスの需要と供給をコーディネートする組織」

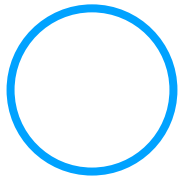
横浜市市民協働条例には、第16条に「中間支援組織」という条項があり「市及び市民等は、市民協働事業を円滑に進めるため、中間支援組織の育成に努めるものとする。2市及び市民等は、中間支援組織の助言に対して誠実に対応するものとする。」としている。

この条例の事務取扱要綱に「条例第16条に規定する中間支援組織とは、次の号のいずれかの市民協働に係る機能を有するものとする。」とあり、

そこでは

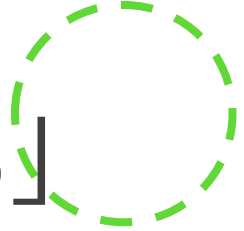


「ネットワーク機能」「コーディネート機能」「政策提案」「資金面の支援」「情報提供・相談機能」が挙げられている。





明石文化芸術創生基本計画の焦点「つながる」



- コーデネート機能を持つ中間支援組織の設置

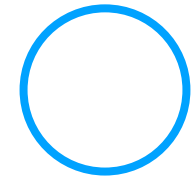
- ①サポート機能：情報提供や人材仲介によって市民の文化芸術活動を間接的に支援

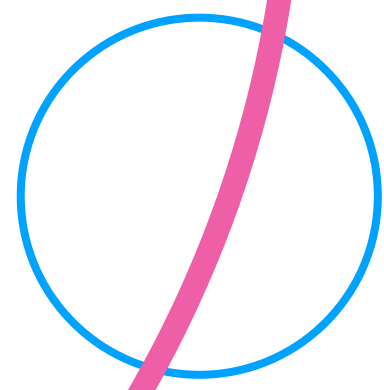
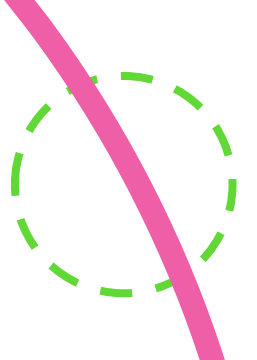
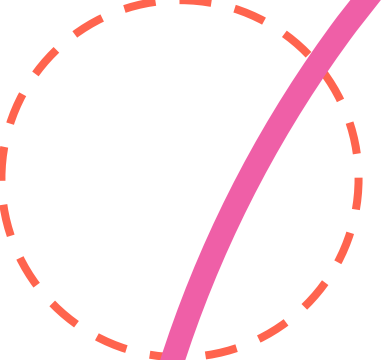
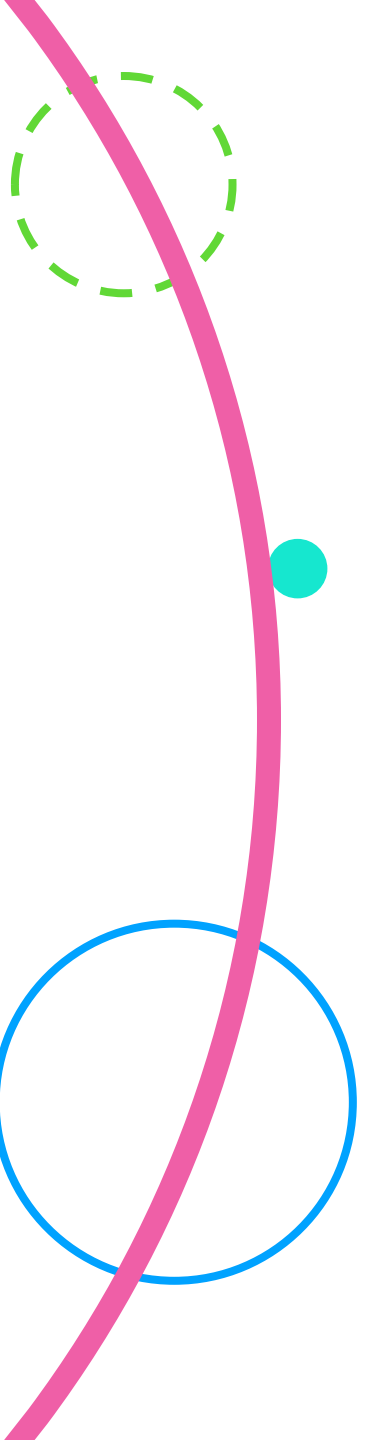
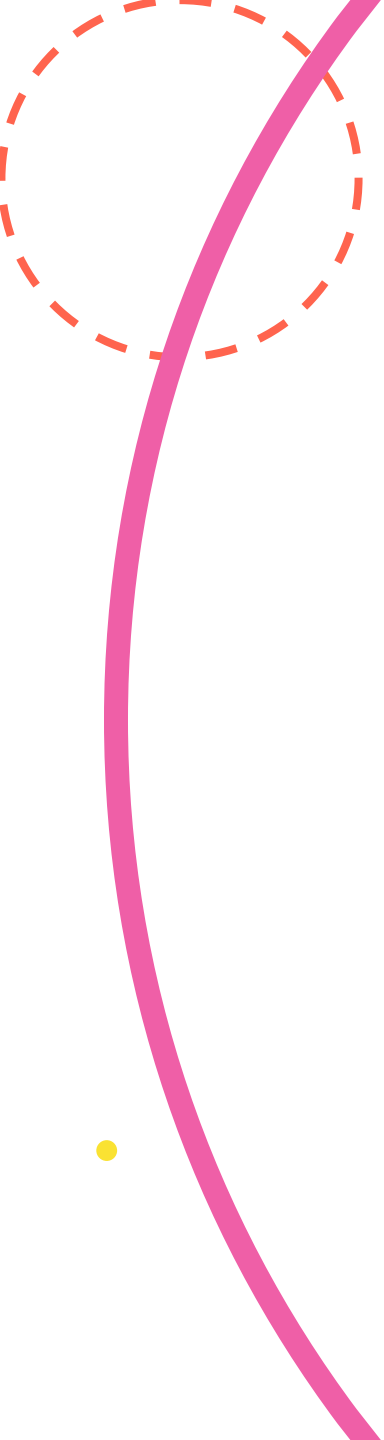
- ②プラットフォーム機能：文化芸術に関する多彩な分野や幅広い年齢層の市民が出会い語り、情報を得ることのできる交流の拠点

- ③広報機能：市内の文化芸術情報の集約・発信

- ④アーカイブ機能：文化資源や資料のデータ蓄積、人材バンク機能

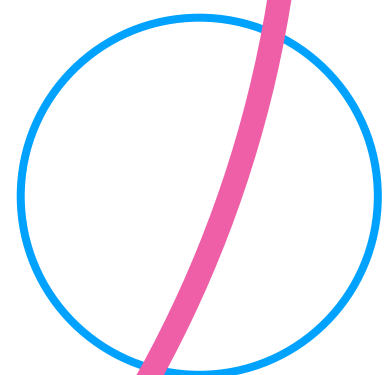
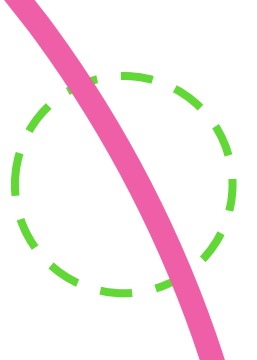
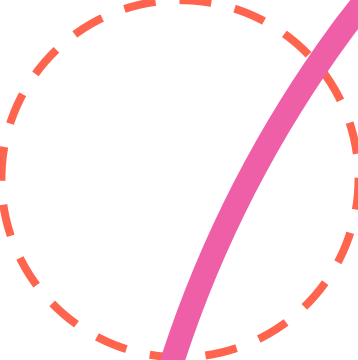
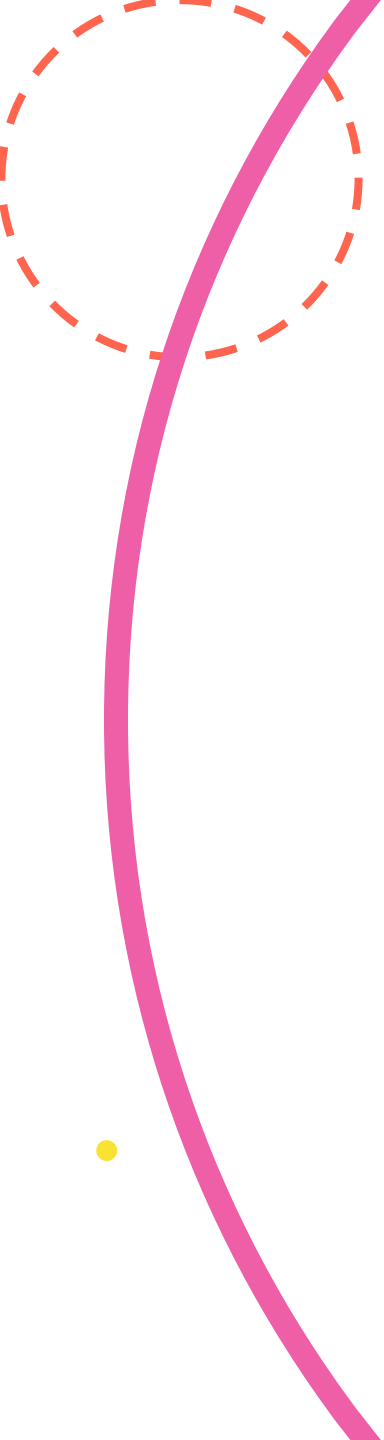
- ⑤人材育成機能：アートマネジメント講座など、文化芸術の担い手やつなぎ手の育成





みんなで 意見交換しましょう！

**レクチャー内容の中で気になる点、印象に残った
内容等は何ですか？**



自由にアイデアを出 し合いましょう！



I . 富良野でできる文化観光プロジェクトは？

II . ターゲット層は？

III . 期待効果は？